

# 地域包括支援センターを 社会福祉協議会へ委託します

平成18年4月から町直営で運営してきた地域包括支援センターを4月から、開成町社会福祉協議会へ委託します。

地域包括支援センターの概要と役割、今後の方向性などを紹介します。

## 地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるようにするため、できるだけ要介護状態にならないように予防し、また、高齢者やその家族の相談を受け、安心して生活を続けられるよう地域ぐるみで支えていくための拠点です。  
1号被保険者3千人、6千人をひとつの区域とし、(開成町は1区域)保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が配置されます。それら3専門職が互いに連携をとり、総合的に町民のみなさんを支援します。

## 地域包括支援センターの業務



### ①介護予防ケアプランを作成します。

要介護状態になる恐れのある方の介護予防プログラムや要支援1～2の方の介護予防サービスのケアプランを作成します。



問 保険健康課  
☎ 84-10320

### ②さまざまな相談に応じます。

高齢者の生活全般にわたって、幅広く相談を受け付け、必要なサービスや機関につなげるための支援をします。

### ③みなさんの権利を守ります。

地域の高齢者が安心して暮らせるよう関係機関と連携しながら、権利擁護相談や高齢者虐待防止に取り組みます。

### ④さまざまな方面からみなさんを支えます。

地域の介護支援専門員への指導や支援のほか、医療機関などさまざまな機関との連携や、ネットワークづくりをします。

**今後の方向性**  
高齢者の抱える問題やニーズが複雑で多様化する中、さまざまな相談に対して総合的に対応するために、地域包括支援センターの役割は重要性を増してきています。  
今後増加する高齢者に対して、地域に根ざした福祉活動をし、地域ネットワークの役割を担っている社会福祉協議会へ地域包括支援センターを委託することにより、地域のみなさんへのきめ細かく柔軟な対応が期待されるとともに、地域包括支援センターの機能強化につながります。  
地域包括支援センターの委託にあたり、町は地域住民の相談に応じつつ、社会福祉協議会と連携しながら、活動をサポートします。  
また、関係機関との連携体制の再構築や、バックアップ体制を強化していきます。



## 町公有地占有の申請はお済みですか

### 許可申請の流れと占有料について

町では、より安全で快適な生活環境を守るため、町道や河川・水路の管理に努めています。道路や河川・水路をやるむを得ず個人の目的で使用する時は、許可が必要となります。

町で、管理している公有地(道路・水路などの敷地)の占有について、必要な許可申請手続きの方法と占有料金についてお知らせします。

### 占有許可申請の流れ

道路・水路・公園等の公有地を占有する場合、町へ占有許可申請を行い、占有許可を受けする必要があります。

### 占有許可期限について

占有許可期限は、原則3年以内です。  
占有許可期間満了後も、継続して占有を希望する場合は、3年ごとに継続申請が必要になりますので、ご注意ください。

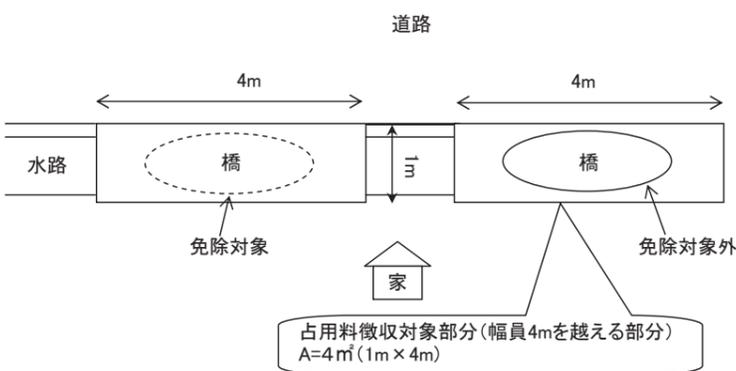
### 占有料金の納付について

道路・水路・公園等の公有地を占有する場合、町へ占有料金を納めていただきます。ただし、次の占有について

は、占有料金が免除になります。

- ①上下水道等、公営企業の事業のために占有するとき
- ②道路から水路を横断して土地に乘入れるために水路の

図 開成町役場付近で幅員4メートルの橋が2カ所ある場合



### 占有料の算出

占有料金=(占有単価)×(占有数量)  
占有料金=512円×4㎡  
=2,048円  
=2,050円/年  
(十円未満四捨五入)

\* 占有単価=町で管理している固定資産台帳に記載されている㎡当りの単価×0.006  
※同様に幅員5mの橋を1カ所架けた場合は、幅員4mを越える1mが占有料徴収対象となります。  
A=1㎡(1m×1m)



占有料金の額は、物件の種類、大きさ、占有の期間などにより異なります。  
占有料金の単価は、「開成町道路占有料徴収条例」に定められており、1年ごとに徴収させていただきます。(占有料金の算出例は図のとおり)

### 街づくり推進課

☎ 84-10321

### 占有許可申請に必要な書類について

占有許可申請の手続きの際は、次の書類を提出してください。

- ・ 許可申請書
- ・ 位置図(住宅地図等)
- ・ 占有面積の詳細図
- ・ 現況写真

占有許可を受けていない方は、早急に申請手続きをお願いいたします。